

川崎市税公告第98号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年6月27日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	市民税・県民税 森林環境税 （普通徴収）	第4期分	令和7年7月8日	計4件
令和6年度	市民税・県民税 森林環境税 （普通徴収）	2月随時分	令和7年7月8日	計1件
令和6年度	市民税・県民税 森林環境税 （特別徴収）	4月分	令和7年7月8日	計1件
令和7年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第1期分	令和7年7月8日	計10件

（別紙省略）